

令和5年12月15日

指定管理者の指定について（練馬区立はつらつセンター豊玉）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立はつらつセンター豊玉の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

東京都世田谷区駒沢一丁目4番15号 真井ビル
社会福祉法人 奉優会
理事長 香 取 寛

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

令和5年4月17日	第1回指定管理者選定小委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）
5月17日	令和5年度第1回指定管理者選定委員会 （業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）
6月30日	第2回指定管理者選定小委員会 （募集要項の審議）
7月11日	ねりま区報および練馬区ホームページで公募、募集要項配布開始
7月20日	募集説明会（参加団体数1）
7月21日～8月10日	応募書類受付（応募団体数1）
8月14日	経営診断委託

8月24日	第3回指定管理者選定小委員会 (施設実地調査の実施) (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (応募団体の評価、採点)
11月1日	令和5年度第3回指定管理者選定委員会 (応募団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月15日	令和5年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断結果その他提出書類等をもとに評価した結果、高齢者の社会参加や介護予防等に関する幅広い事業を行うことが期待できること、多数の高齢者施設を運営しているノウハウを生かした安定した施設運営が期待できること等の理由により、社会福祉法人奉優会が練馬区立はつらつセンター豊玉を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案の内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

【団体審査】

(1) 安定性・継続性

収入に占める補助金・委託料収入の割合が低いため、自主運営能力が高い。

資金力、借入金の返済能力、経営の安全性が優れており、長期的に安定した事業活動が可能である。

なお、社会福祉法人奉優会は、令和5年11月に社会福祉法人寿山会を合併した。

社会福祉法人寿山会について、経営の安定性はやや劣っているが、合併により社会福祉法人奉優会の経営に与える影響については、経営規模（資産額：社会福祉法人奉優会16,003,041千円、社会福祉法人寿山会603,123千円）が異なる点や既に社会福祉法人奉優会が社会福祉法人寿山会の運営する施設の経営改善を進めている点を鑑みると、影響は小さいと評価できる。

(2) 組織体制

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用している。

個人情報保護規程に基づいて、職員教育や個人情報取扱検討会を実施し、適切な情報取扱いのためのルール整備を行い、個人情報保護の徹底を図っている。

労働関係法令に基づき、賃金規程、就業規則等を定め、適正に運用している。

また、理事会・評議員会の構成は適正であり、理事会・評議員会は定期的に開催されている。

(3) 団体の施設運営実績

都内および近県において、はつらつセンター豊玉と類似施設を多数運営しており、区内でも敬老館等を運営するなど、高齢者施設の運営において十分な実績があり、今後も安定した運営を行う能力を有している。

(4) 区内事業者か否か

区内事業者ではない。

【提案審査】

(5) 施設運営体制

高齢者の社会参加や介護予防など施設の設置目的を踏まえ、高齢者が主体的に活動できる機会を提供する提案がある。また、サービス水準を維持、向上するため、法人運営施設内での取組や課題を共有するなど、多様な施設を運営してきたノウハウを生かす提案があり、いずれも評価できる。

実施事業について、満足度アンケートの実施や事業参加による効果の計測を行い、事業の分析や見直しを行い、利用者へ効果的なサービスの提供を行う提案があり、評価できる。

採用時研修やフォローアップ研修、OJT研修などの法人全体の研修のみならず、区の福祉サービス等について学ぶ研修を実施するなど、区立施設の職員として必要な知識や技能を身に付ける人材育成の仕組みを構築しており、評価できる。

日常的な感染予防対策の徹底と感染症対策マニュアルの整備を行い感染症のまん延を防ぐとともに、自宅でも健康維持や介護予防に取り組めるようオンライン事業の実施に取り組む提案があり、評価できる。

(6) 利用者等への対応

利用者が混乱なく施設を利用するための公平なルール作りや苦情が発生した場合の対応、再発防止のためのルール作りに引き続き取り組んでいく提案がある。

また、接遇の意識向上研修や人権教育等を実施し、利用者が公平・公正に施設を利用できるよう引き続き取り組む提案があり、いずれも評価できる。

(7) 施設の維持管理・安全性への配慮

事故等における対応マニュアルや対応フローの策定、日々の異常や不具合を発見し、事故防止につなげるための区への報告体制の整備に引き続き取り組んでいく提案があり、評価できる。

自衛消防訓練を定期的実施するほか、町会主催の防災訓練に参加するなど地域と連携し防災に取り組む提案があり、評価できる。

(8) 効率的な管理運営

看護師と介護予防運動指導員を配置し、健康に関する各種相談を実施し、幅広いサービスを提供できる体制を引き続き構築する提案があり、評価できる。

再委託事業者を選定するポイントを設定し、価格だけでなく安全性や対応力などを考慮し業者を選定する提案があり、評価できる。

(9) 施設特性に応じた評価項目

高齢者自らが主体的に活動に取り組めるように、各種事業の自主グループ化を促進させ、新たなコミュニティの形成や生きがいの創出など高齢者の介護予防につなげる提案がある。また、自主グループに対しては、活動の場を紹介するほか、チラシ・ポスターの作成方法を助言するなど継続的な活動支援を行い、高齢者の社会参加の促進に取り組む提案がある。

e スポーツ事業やこども交流食堂を実施し、多世代間交流や他施設利用者との交流の機会を提供し、高齢者の地域での孤立化防止に取り組む提案がある。

デジタルデバイドを解消するため、スマホ教室やSNS活用教室など利用者の用途やレベルにあった多種多様な事業を実施し、社会参加の促進を図ることや災害時の活用につなげる取組を行う提案がある。

これらの提案は、いずれも区が期待するはつらつセンター豊玉の施設特性に合致した提案であり、特に評価できる。

(10) 地域への貢献

職員の採用に当たっては、区内在住者を優先的に採用することで、地域の情報や声をサービス向上につなげる提案があり、評価できる。

物品の調達や再委託については、区内事業者を原則とし、シルバー人材センターを活用することで、区内における高齢者の社会参加を支援するという提案があり、評価できる。

町会や関係機関等と連携し、地域の防犯パトロールへの協力や地域包括支援センターと合同で認知症サポート養成講座を開催するほか、保育園や小中学校と交流等を行うなど、地域に密着した活動に引き続き取り組む提案があり、評価できる。

指定管理者（社会福祉法人 奉優会）選定の審査結果
（練馬区立はつらつセンター豊玉）

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体 審 査	1 安定性・継続性	(1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
	2 組織体制	(1) 個人情報保護および情報セキュリティ確保のための取組 (2) 情報公開の取組 (3) 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点	4点
	3 団体の施設運営実績	(1) はつらつセンター豊玉と同種、同規模施設の運営実績 (2) 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
	4 区内事業者か否か	(1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる	10点	0点
提 案 審 査	5 施設運営体制	(1) 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 (2) 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 (3) 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 (4) 職員に対する教育、研修体制 (5) 感染症拡大防止のための取組	30点	24点
	6 利用者等への対応	(1) 利用者への公平公正な対応 (2) 利用者等の人権の配慮 (3) 苦情解決体制 (4) 職員の接遇に関する取組	30点	24点
	7 施設の維持管理・安全性への配慮	(1) 日常的な点検体制 (2) 災害その他緊急時の危機管理体制 (3) 管理上の不具合や問題の区への報告体制	20点	16点
	8 効率的な管理運営	(1) 効率的な人員配置 (2) 再委託の範囲の妥当性 (3) 事業計画と収支計画の妥当性 (4) その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 (5) 提案金額の妥当性	30点	24点
	9 施設特性に応じた評価項目	(1) 高齢者の健康づくり・介護予防・社会参加の推進に向けた取組 (2) 近隣施設との連携	30点	30点
	10 地域への貢献	(1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内事業者からの調達 (3) 地域、関係機関、ボランティア等との協働・連携の推進	30点	24点
合 計			200点	158点